

岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成26年6月13日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類

鶴住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鶴住居川水系鶴住居川改修工事（鶴住居川水門）（岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鶴住居町第18地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に伴う収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記記録表題部所有者 植田孫四郎ほか40名又はその相続人
不明	土地登記記録表題部の所有者氏名 植田孫四郎 山崎留吉 木下勤次郎 柏寄万之助 佐々木千之助 山崎善之助 柏寄佐吉 山崎忠藏 木下善三郎 上田長作 上田菊松 佐々木卯之松 木川榮吉 木川傳藏 佐々木富助 山崎元四郎 佐々木巳之松 佐々木林之助 佐々木鶴松 柏寄長吉 佐々木孫之丞 佐々木栄次郎 佐々木巳之吉 柏寄田吉 山崎金十郎 岩洞若松 柏寄松之助 柏寄勇次郎 植田重次郎 柏寄七太郎 柏寄重之助 植田茂太郎 植田留吉 植田辰之助 山崎長之助 佐々木元吉 佐々木元助 植田長命 山崎傳七 木下倉松 柏寄巳之吉

3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県釜石市片岸町第6地割	18番13	畑	8.13㎡	8.13㎡	8.13㎡	雑種地(海没)
	18番28	畑	26㎡	26.05㎡	26.05㎡	雑種地(海没)
	18番29	畑	23㎡	23.67㎡	23.67㎡	雑種地(海没)
	18番30	畑	44㎡	44.06㎡	44.06㎡	雑種地(海没)
	18番31	畑	58㎡	58.96㎡	58.96㎡	雑種地(海没)
	18番32	畑	60㎡	60.97㎡	60.97㎡	雑種地(海没)
	18番33	畑	50㎡	50.19㎡	50.19㎡	雑種地(海没)
	18番34	畑	52㎡	52.00㎡	52.00㎡	雑種地(海没)
	18番35	畑	55㎡	55.73㎡	55.73㎡	雑種地(海没)
	18番36	畑	72㎡	72.35㎡	72.35㎡	雑種地(海没)
	18番37	畑	53㎡	53.85㎡	53.85㎡	雑種地(海没)
	18番38	畑	58㎡	58.74㎡	58.74㎡	雑種地(海没)
	18番39	畑	74㎡	74.67㎡	74.67㎡	雑種地(海没)
	18番40	畑	74㎡	74.71㎡	74.71㎡	雑種地(海没)
	18番41	畑	74㎡	74.21㎡	74.21㎡	雑種地(海没)
	18番42	畑	120㎡	120.98㎡	120.98㎡	雑種地(海没)
18番43	畑	63㎡	63.17㎡	63.17㎡	雑種地(海没)	

	18番44	畑	63㎡	63.15㎡	63.15㎡	雑種地(海没)
	18番45	畑	126㎡	126.79㎡	126.79㎡	雑種地(海没)
	18番46	畑	70㎡	70.27㎡	70.27㎡	雑種地(海没)
	18番47	畑	66㎡	66.59㎡	66.59㎡	雑種地(海没)
	18番48	畑	65㎡	65.67㎡	65.67㎡	雑種地(海没)
	18番49	畑	120㎡	120.45㎡	120.45㎡	雑種地(海没)
	18番50	畑	58㎡	58.59㎡	58.59㎡	雑種地(海没)
	18番51	畑	65㎡	65.74㎡	65.74㎡	雑種地(海没)
	18番52	畑	49㎡	49.71㎡	49.71㎡	雑種地(海没)
	18番53	畑	50㎡	50.63㎡	50.63㎡	雑種地(海没)
	18番54	畑	39㎡	39.57㎡	39.57㎡	雑種地(海没)
	18番55	畑	17㎡	17.48㎡	17.48㎡	雑種地(海没)
岩手県釜石市片	126番1	雑種地	1,403㎡	1,403.57㎡	1,403.57㎡	雑種地(一部海没)
岸町第8地割	129番3	原野	550㎡	550.24㎡	550.24㎡	雑種地(海没)

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成26年7月4日をもって送達があったものとみなされます。